

## (来年から) 作成済み確定申告書の受付方法が変わります

税務署（国税局）の事務効率化と郵送提出の推進に伴い、町役場窓口での運用が一部変更となります。

内容をご確認のうえ、正しく提出をお願いします。

●ご自身で作成した「確定申告書」は直接郵送へ

これまで町役場窓口で行っていた「作成済み確定申告書」の受託（お預かり）は、今年をもって終了します。

来年以降次の送付先へ直接郵送（またはe-Taxで送信）してください。

### 【作成済み確定申告書の送付先】

〒747-8533

山口県防府市寿町6番39号  
防府地方合同庁舎  
広島国税局業務センター 防府分室

※「個人住民税の申告書」については、例年どおり町役場の窓口で受け付けます。  
※「申告相談」も例年どおり実施し、相談会場で作成した申告書については、そのまま受け付けます。

問い合わせ

0820(74)1008  
税務課課税第1班

柳井警察署だより

## あなたの資産が狙われている～SNS型投資・ロマンス詐欺～

県内では、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害が多く発生しています。

投資詐欺の特徴としては、InstagramなどのダイレクトメッセージからLINEなどに誘導され、その後、「必ず儲かる」といった誘い文句で株式投資などを勧められて被害に遭っています。著名人をかたるバナー広告等にも注意してください。

ロマンス詐欺の特徴としては、マッチングアプリで知り合った相手とLINEなどでやり取りする中で投資を勧められ、だまされるケースが多くなっています。

被害者の年齢層は、20代から50代の人が約8割を占め、ネットバンキングや暗号資産などで複数回にわたり、多額の現金を送金しています。

被害に遭わないためには「あなただけに教える」「LINEの投資グループへの招待」「会ったこともない相手からお金の話」などは、詐欺を疑い、すぐに連絡を絶つことが重要です。

あなたの資産が犯人に奪われない  
ように、防犯意識を高めていきましょう。



問い合わせ

柳井警察署 0820-23-0110

## 野焼きはやめましょう

廃棄物の野焼き（野外焼却）については、廃棄物処理基準を満たしていない小型（簡易）焼却炉、ドラム缶やブロック等での簡易焼却装置などでの焼却を含め、法律で禁止されています。野焼きをした人は、5年以下の懲役、1000円以下の罰金のいずれかまたはその両方が科せられる場合があります。家庭のごみは野焼きをせず、分別してごみの収集場所へ出してください。

ただし、例外としては次のものなどがあります。

○どんど焼きなどの風俗習慣上または、宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却。

○農業者が行う稲わら等の焼却など、農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却。

○たき火を行う際の木くず等の焼却など、臭いや煙が近所の迷惑にならない程度に少量で行われる廃棄物の焼却。

※例外にあたる場合でも、プラスチック類の焼却はできません。また、苦情が出了場合は指導の対象となります。

問い合わせ

0820(79)1012  
生活衛生課生活衛生班